

社協からお知らせ

生活福祉資金特例貸付の申込みが、3月末までとなりました。
新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少してしまった方、
ご相談下さい。

緊急小口資金・総合支援資金(生活費)

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナ感染症の影響による休業や失業等より生活資金でお悩みの方々へ特例貸付を実施しています。(令和3年3月末まで申込受付)

緊急小口資金

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合、10万円以内

据置期間 1年以内

償還期限 2年以内

貸付利子 無利子

保証人 不要

総合支援資金

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

貸付上限額 2人以上 月20万円以内
単身 月15万円以内

貸付期間 原則3か月以内
※ 自立相談支援機関による支援を受ける場合に、3か月の延長が可能です。

据置期間 1年以内

償還期限 10年以内

貸付利子 無利子

保証人 不要

※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

※2 まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3か月貸し付けることで対応。(原則最大80万円)

※3 総合支援資金については、申請の際に、償還開始までに自立支援相談機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行います。

貸付手続きの流れ



総合支援資金(延長)

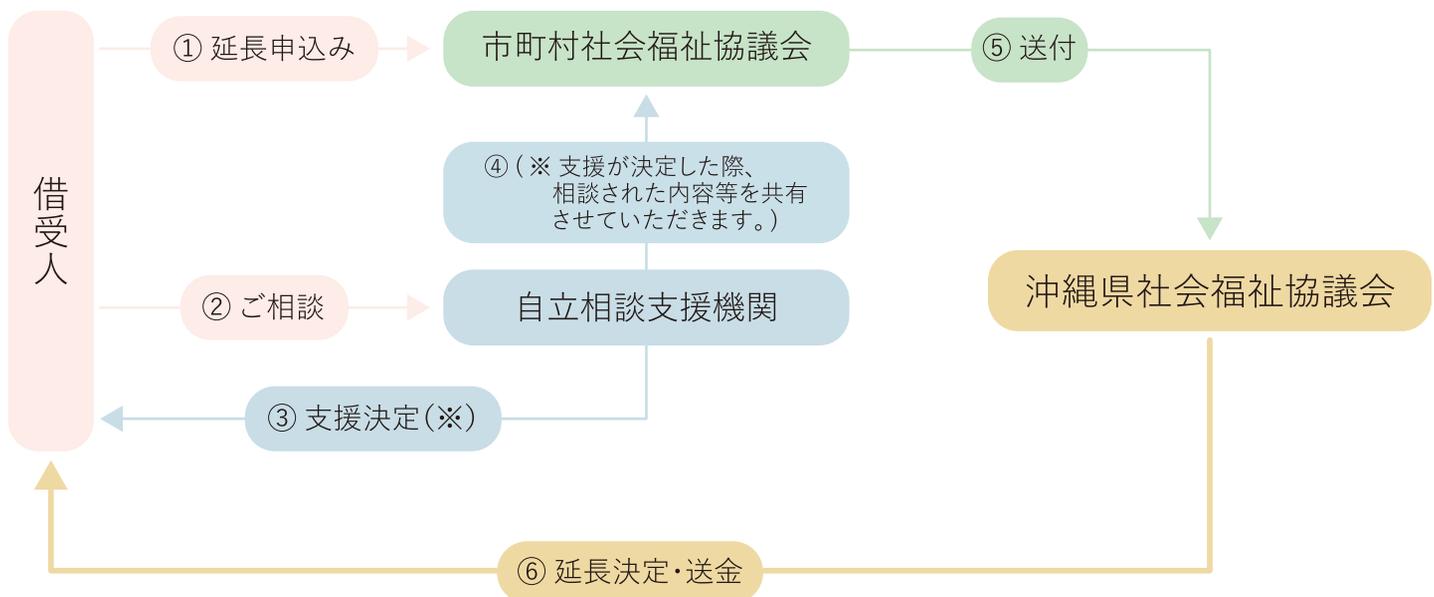
総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

貸付延長となる方

貸付延長となる方は、原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合です。

※ 令和3年3月末までに総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けていることが必要となります。

手続きの流れ



生活困窮者自立相談支援機関とは？

- ・住宅、仕事、生活などの相談窓口です。
- ・自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)により運営しています。
- ・全国905の福祉事務所設置自治体で1,336箇所設置されています。

お申込み・お問合せ

一般的なお問い合わせ

相談コールセンター 0120-46-1999
※ 9:00～21:00

お申込み

伊是名村社会福祉協議会 0980-45-2292
※ 郵送でのお申込みもできます。